

令和 6 年11月定例会 経済委員会

令和 6 年12月19日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時33分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その3））

- 議案第24号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 7 号）

【報告事項】

な し

中藤農林水産部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、追加提案を予定しております案件は令和 6 年度11月補正予算案であり、国の経済対策に即応し、物価高対策や防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に迅速に対応するものでございます。

3 ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり62億5,760万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は390億8,532万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

4 ページでございます。課別主要事項について御説明いたします。

みどり戦略推進課でございます。

5 段目の園芸振興費、摘要欄①のア、施設園芸燃料価格高騰支援事業につきましては、燃料価格が高騰、高止まりする中、省エネ技術の活用に取り組む農業者を支援する経費として4,400万円の増額をお願いしております。

5 ページでございます。畜産振興課でございます。

4 段目の畜産振興費、摘要欄①のア、粗飼料価格高騰対策事業につきましては、国のセーフティネット制度がない粗飼料価格が高騰、高止まりする中、酪農及び和子牛繁殖の経営安定と事業継続を支援する経費として8,500万円、イ、配合飼料価格高騰対策事業につきましては、配合飼料価格が高騰、高止まりする中、積極的な経営力強化等に取り組む畜産経営者を支援する経費として6億2,700万円、畜産振興課合計で、最下段に記載のとおり7億1,200万円の増額をお願いしております。

6 ページでございます。林業振興課でございます。

3 段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、しいたけ燃油高騰対策支援事業につきましては、燃油価格が高騰、高止まりする中、国のセーフティネット制度がないしいたけ生産事業者の経営安定、事業継続を図るため、燃油購入経費の一部を支援する経費として2,400万円、5 段目の造林費、摘要欄①の森林環境保全整備事業費におきまして、木製品の国際競争力の強化や国土強靱化の推進を図るために実施する造林・間伐等、森林整備に要する経費として3億1,400万円、林業振興課合計で、最下段に記載のとおり3億3,800万円の増額をお願いしております。

7 ページでございます。水産振興課でございます。

3 段目の水産業振興費、摘要欄①のア、養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業につきましては、養殖用配合飼料価格が高騰、高止まりする中、魚類養殖業者の経営安定、事業継続を図るための経費として1億3,000万円の増額をお願いしております。

8 ページでございます。農山漁村振興課でございます。

5 段目の土地改良費につきましては、中山間地域における農業水利施設の老朽化対策など、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備に要する経費として7,210万円、6 段目の農地調整費につきましては、土砂災害特別警戒区域など災害発生リスクの高い地域において地籍調査を推進するための経費として1億6,800万円、農山漁村振興課合計で、最下段に記載のとおり2億4,010万円の増額をお願いしております。

9 ページでございます。生産基盤課でございます。

1 段目の農地総務費につきましては、国が行う農業用水施設の整備に係る負担金として8,600万円、2 段目の土地改良費につきましては、農業の生産性向上はもとより、流域治水にも資する農業用排水路の整備や農地の区画整理等に要する経費として7億5,419万円、3 段目の農地防災事業費につきましては、老朽化した農業用ため池の改修等に要する経費として11億3,266万円、6 段目の漁港建設費につきましては、漁港施設の整備及び改良に要する経費として14億5,820万円、生産基盤課合計で、最下段に記載のとおり34億3,105万円の増額をお願いしております。

10 ページでございます。森林土木・保全課でございます。

3 段目の林道費につきましては、木材輸送の効率化や防災機能の向上を図るため、林道や林業専用道の開設・改良に要する経費として2億4,745万円、4 段目の治山費につきましては、県土強靱化を推進するため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止に要する経費として11億1,500万円、森林土木・保全課合計で、最下段に記載のとおり13億6,245万円の増額をお願いしております。

11 ページでございます。繰越明許費の追加でございます。

みどり戦略推進課の園芸振興指導費から農山漁村振興課の地籍調査費までの5課5事業につきましては、合計で10億7,800万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

12 ページでございます。繰越明許費の変更でございます。

9 月議会において繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、この度、歳出補正予算をお願いしております林業振興課の森林環境保全整備事業費から、13ページの森林土木・保全課の林野地すべり防止事業費までの4課16事業につきましては、最下段に記載のとおり合計で101億5,160万円に翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

これらの予算を活用し、物価高に対応するとともに、大規模自然災害に備えることで、

県民の皆様の安全・安心の確保にしっかりとつなげてまいります。

提出予定案件の説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（理）委員

今説明していただいた中で、まず水産振興課から、11月補正予算に追加されます養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業があったんですが、先般、県議会の水産振興議員連盟で、漁協の組合長と意見交換する場がございまして、組合長からの御要望として、長引く飼料価格高騰に対する支援の継続をお願いできないかという御意見等々がございました。

実際に私の地元の鳴門の北灘漁協でも、すだちぶりを出荷しておりまして、荷もそれぞれ売れていないかっていったら売れているんだけど、売れている中で、原材料の飼料価格が高騰してきていると、結局、餌代の高騰^{えさ}でもものすごく苦勞されている。価格転嫁も、市場で売っているときの価格としてはなかなかそこに転嫁しづらいので、その高騰する部分で非常に厳しい経営になっているというお話等々も伺ったんです。

そこで、近年の養殖用の配合飼料価格の状況を教えてください。

岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員から、近年の養殖用配合飼料価格の状況につきまして御質問を頂きました。

養殖用配合飼料価格は、南米等から輸入されます魚粉価格の影響を大きく受けておりまして、最近では中国などの新興国におけます魚粉需要の拡大や不安定な世界情勢、急速な円安進行などを背景といたしまして、魚粉価格の高騰に伴い飼料価格は上昇しているという状況でございます。

国の公表数値によれば、価格上昇前の令和3年度の配合飼料価格は1 t 当たり約18万円でしたが、昨年度の令和5年度には1 t 当たり約24万円と、約1.3倍に上昇しております。

今年度におきましても高値の状況は変わっておらず、直近の令和6年9月の価格は1 t 当たり約27万円で過去最高となっております。

魚類養殖業者のコストにおけます餌代の割合は約7割を占めるといわれまして、配合飼料価格の上昇は漁業経営に大きな影響を及ぼしている状況でございます。

岡田（理）委員

円安だし、世界情勢も厳しい現実がある中で配合飼料価格が本当に高くなっているのは分かりました。また、その高騰の継続によって、県内の養殖漁業者を取り巻く環境は年々厳しくなるといいますか、さっきの1 t 当たりでいくと結局10万円ぐらいは値上がりして

いる話ですので、その分が経営を圧迫しているというのもよく分かりました。

このような中、養殖用配合飼料価格の高騰に対する県の支援策は、どのような制度設計になっているのか。今まで何もしていなかったという話でなくて、高騰する度に支援策を打ってきてくださっていたのはあるんですが、実際、具体的にどのような制度設計で県として支援してこられたのか教えてください。

岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員から、県の支援策の制度につきまして御質問を頂きました。

養殖用配合飼料価格の高騰による漁業経営への影響緩和策としましては、漁業者と国が1対1の割合で積み立てた資金を元に、飼料価格が一定基準を超えて上昇した場合には補填金が支払われるという、国の漁業経営セーフティネット構築事業が実施されております。

漁業経営の安定化を図るために、本県におきましても多くの養殖業者がこのセーフティネット制度に加入しておりまして、飼料価格の高騰に備えているところではあるんですが、昨年の配合飼料価格の急騰を受けまして、生産者からは経営への影響や安心して事業を継続できるよう支援を求める声があったことから、県では昨年の11月補正におきまして、漁業者へ配合飼料価格の高騰に係る支援を実施してきたところです。

しかしながら、この支援を行っている状況下においても、今年度に入りまして配合飼料価格が更に上昇傾向にありまして、国の制度を補完する本県独自の支援事業を延長して実施したいと考えております。

事業内容につきましては、セーフティネット制度加入者の令和6年4月から令和7年3月におけます配合飼料の購入費を対象に、補填金に占める自己負担割合につきまして、国対養殖業者が1対1のところを、国・県対養殖業者が2対1となりますように、県が補填金の6分の1の相当額を支援してまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

養殖業者にとって配合飼料価格の高止まりといいますか、ずっと経営圧迫だし、生産を支えていくためにも県独自の支援事業という部分では継続実施していただけるのは非常に有り難いことだと思います。

また、これからは魚が捕れる捕れないで左右される漁業ではなく、育てる漁業が主流になっていくといわれておりますので、その観点からも養殖業を続けていけるよう県が支援をしてくれていることによって、養殖という手段で漁業を支えていけるという発想にもつながっていかうかと思います。是非、今後とも漁業者の皆さんの声を聞いていただいて、現場主義、生産者の目線で施策を展開していただくように期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、畜産でも配合飼料及び粗飼料価格高騰対策事業が出されているんですが、畜産についてもお伺ひしたいと思います。

畜産の餌代に関しても価格が高騰していると聞いておりますが、こちらの価格変動と畜産経営の影響について、まず現状を教えてください。

都築畜産振興課長

ただいま委員から、価格動向と畜産経営の影響について御質問を頂いたところです。

牛、豚、鶏など、全ての畜種で使用します配合飼料の原料であるトウモロコシや小麦などにつきましては、輸入の占める割合が約87%で海外依存しておりまして、ウクライナ情勢や円安の長期化による輸入原料価格の高騰に伴い、配合飼料価格が高止まりしている状況にあります。

国の公表数値によりますと、価格上昇直前の令和2年度の配合飼料価格につきましては、1 t 当たり約 6 万7,000円でありましたが、2年後の令和4年度には約 9 万7,000円と1.4倍に上昇し、直近となります令和6年度第2四半期につきましても変わらず約 9 万7,000円と高止まった状態で推移しております。

一方、主に酪農経営や肉用牛の繁殖経営で使用します乾燥牧草や稲わらなどの粗飼料につきましても、令和2年度と令和5年度の価格を比較しますと約1.3倍に上昇している現状です。

畜産業では経営コストに占めます飼料費の割合が高く、牛では約30%から50%、養豚では約60%、養鶏では約50%から60%となっており、飼料価格の高騰は畜産経営に大きな影響を及ぼしております。

このため、配合飼料につきましては価格変動の影響を緩和するため、昭和43年から価格上昇時に生産者に対し補填金が交付される配合飼料価格安定制度、いわゆるセーフティネット制度が設けられておりますが、長引く配合飼料価格の高止まりによりまして基準価格そのものが上昇しており補填額が減少し、さらに令和5年度第四半期以降は発動もされていない現状となっております。

このような中、県内生産者からは経営への影響や将来への不安といった声をお聞きしたことから、県では令和4年度から配合飼料、令和5年度から粗飼料を加え、価格高騰に対する支援をお認めいただき、畜産経営者の支援策をこれまで実施してきたところでございます。

岡田（理）委員

畜産業においても養殖業の皆さんと同様に、自分たちの産業ではどうすることもできない、いろんな世界的な要因の影響を受けて飼料価格が高騰しており、生産者の方が一番困っているということが今の説明でよく分かりました。

また、経営が悪化している畜産農家を再度支援されるということなんですが、その事業内容についても御説明ください。

都築畜産振興課長

ただいま、事業内容について御質問を頂いたところです。

畜産経営に直結します飼料価格の高騰につきましては、今もなお続いております状況で、県内畜産経営者からは、支援の継続について御意見や持続的な畜産経営の実現に向けた強い御要望を頂いているところでございます。

そこでまず、全ての家畜で使われます配合飼料の価格高騰対策としまして、直近の令和5年度の前半、第1・第2四半期と、令和6年度の第1・第2四半期におけます配合飼料価格農家実質負担増加分の約2分の1に当たる1 t 当たり2,500円の支援を、令和6年

度の1年間行うことを考えております。

次に、粗飼料価格高騰化対策としまして長期的な価格変動を確認するため、過去5年間の粗飼料価格のうち最高値と最安値の年を除いた3年間の平均価格を取りまして、令和5年度と価格を比較し、まず酪農家に対しましては、令和5年度と同様、高騰分となる約2分の1に当たる経費を生乳生産量で割り戻し、生乳生産量1kg当たり2.4円の支援を、さらに今回、新たに粗飼料の給与割合が高い和牛子牛を生産する繁殖農家を支援対象に加えて、令和6年度中に和牛子牛を出産した繁殖用雌牛に要する粗飼料経費負担増加分の2分の1に当たる1頭当たり1万6,000円の支援をお願いするものでございます。

岡田（理）委員

長期化する飼料価格の高騰、また畜産業に与える影響が非常に大きくて、また厳しい経営状況が続いている状況は認識できました。

そして、この畜産は相手が生き物ですので、一回飼い始めると生産を止めるわけにはいかないの、その部分では切れ目なくしっかりと継続していただきたいと思います。

次に、これまでの事業との変更点として、新たに和牛子牛の生産農家を支援対象とされるのですが、その理由を教えてください。

都築畜産振興課長

ただいま、和牛子牛生産農家の支援対象とした理由について御質問を頂いているところです。

これまでの支援策に対しましては、多くの畜産農家から満足のお声を頂いていることから、基本的にはこれまでの事業内容を継承した上で、支援単価につきましては改めて飼料価格や国の支援状況などを再確認しまして今回、畜産経営継続に資する支援策として提案させていただいたところです。

さらに、肉用牛生産農家につきましては、まず家畜市場などで仕入れた子牛を肥育し、肉用牛として出荷する肥育農家と、繁殖用の和牛雌牛を自ら飼育して人工授精により和牛子牛を生産し、肥育農家に子牛を供給する繁殖農家、またこの両者を一体的に行う一貫経営農家に大別されます。

このうち肥育農家で使用する飼料、餌につきましては、約9割が配合飼料、残りの1割が粗飼料を与えていることから、これまでに実施してまいりました配合飼料を対象とした支援により補完できていたと考えております。

一方、繁殖農家及び一貫経営農家で飼育する繁殖用和牛雌牛の給与飼料につきましては、粗飼料の占める割合が約6割と多いことから、新たな支援策が必要であると認識したところでございます。

また、繁殖農家の皆様からも、自給飼料の生産などにより、この局面を乗り越えようと努力したが、燃料や肥料などの生産資材も高騰しており、経営への不安のお声をお聞きしたことから、この状況を受け止め、今回の粗飼料価格高騰対策事業では、これまでの酪農家に加えて、新たに繁殖農家及び一貫経営農家への支援を追加したいと考えております。

これら県が行います支援策の実施によりまして、畜産経営者の皆様が安心して畜産業を

継続でき、食料安全保障につなげるべく丁寧な指導・助言にこれからも努めてまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

是非よろしくお願いしたいと思います。

世界情勢って今もずっと使っている言葉ですが、いつかは安定すると思って、ここ何年間か過ごしていますが、ウクライナ危機がなかなか影響を与えていますし、それで円も円安になったまま160円から140円ぐらいで行き来はしていますが高止まりの状況で推移しています。そういう中であって、輸入物である飼料は影響を直接受けているので、生産者の方にとりましては生業を^{なりわい}続けていくため、さっきも言いましたけど、魚も牛も両方生き物ですので、餌を与えないと成長することなく、その頂く命すらも閉ざしてしまうということになってしまいますので、業として畜産業の生産者の方が継続してできるような支援をしっかりと行っていただきたいと思います。

そしてまた、作る力、売る力の主要品目となる畜産につきましては、日頃から基盤強化が重要であると考えておりますので、県がしっかりと現場の声を聞きながら必要な対策を先手先手で打っていけるようお願いしたいと思います。

そしてまた、今回の支援によって持続的な畜産業が実現されますよう、担当課におかれましては、しっかりとお願いしたいと思います。

さきに言いました水産業にしましても、なかなか後継者が厳しいところがあります。どちらも育てる部分というのが今後の徳島県の食料の主要なところになっていこうかと思えますので、是非、今回しっかりと支援していただいて、未来につなげていけるような対策となりますようお願いして、終わります。

扶川委員

今、質疑のあったところから付け足してお聞きますが、補助の要件としてGXの取組とか、生産性を上げるとかいうことが入っていますが、具体的にはどうやって上げるんですか。教えてください。

都築畜産振興課長

ただいま、要件について御質問を頂いたところでございます。

まず、配合飼料価格高騰対策事業と粗飼料価格高騰対策事業がございまして、それぞれに要件を設けております。

その中で、まず飼料自給率の向上によるGXの推進につきましては、具体的には主に輸入飼料の使用量低減が可能となります飼料用米や稲発酵粗飼料など、国産飼料の利用を増加するでありますとか、配合飼料の無駄、食べ残しでありますとか、牛や豚はまき散らしながら食べますので、大量に一発にあげるのではなく、少量ずつ何回かに分けて給与をするなど、工夫を凝らしていただくことを考えております。

また、そのほかの要件としまして、コスト削減や生産性の維持向上対策も要件とさせていただきますが、これは具体的には暑さ対策のために畜舎内における噴霧器の設置でありますとか、換気ファンの導入でありますとか、また家畜を飼う上で出てきます堆肥の

販売などによりまして、副産物の収入増加による生産コストの低減などを考えております。

またもう一つ、付加価値の高い品種の導入など経営力強化も要件の一つとしておりますが、これにつきましては、具体的には収益性を高めるための高能力家畜の導入でありますとか、労力不足を補い省力化にも資するスマート農業技術の活用などを想定しているところでございます。

扶川委員

飼料を外国に頼っている中で、肥料もそうですが、このくらいでバタバタするような状況では、本格的な食料危機が来たときに畜産なんて成り立たなくなります。だから長期的な視点で、自給力を高めていく取組なしには先が見えてこないと思います。

円安も関係ないし、自給力を高めるには、そういう対策として飼料用米とか、稲の何かありますね。食べ残し対策とか、いろいろ大事だと思いますが、例えば耕作放棄地とか遊休農地なんかたくさんあるんですから、ずっと主張しておりますけど、そういうところにも目配りして飼料を作っていくのも方策だと思うのです。真剣に検討していただきたいということをお願いしておきます。どうですか。

都築畜産振興課長

ただいま、自給力についての御質問を頂いたところです。

実は、国内におきましても餌の自給率が出ていまして、令和 5 年度で約27%となっているところです。

本県につきましては、令和 5 年度の飼料自給率は約18.4%で全国的にも低い数字ではあるんですが、令和 2 年度と比較して、飼料用米の増加などによりまして 2 ポイント増加した状況であります。

委員のお話にありました休耕田の活用は、できるところはしている畜産農家の方もいらっしゃると思います。

また、大規模河川における河川敷や中洲の利用など、様々なことをしていると思うんですが、なかには土地を探しているような話もあります。その辺の方々をうまくマッチングできるように、話を進めていきたいと考えております。

扶川委員

今、全ての市町村で地域計画を作って、休耕田や遊休農地を作らないように、いわゆる白抜きの場所に対しては、耕作者をずっと張り付けて途絶えないようにすることがありますが、率直にいいまして、なかなか耕作放棄地まで手が及んでいない。使える放棄地を生かせる可能性がまだまだあると思いますので、真剣に取り組んでいただきたいと、改めて申し上げておきます。

それから、今のがセーフティ事業がない分、セーフティ事業があっても対象とならないものに対して県が支給する制度、今回の補助要件、仕組みのようですが、セーフティネット制度に入っていないところも結構あります。例えば、事前に聞いたところによると、実際には養殖用配合飼料価格、魚のそういうのだったら業者数としては倍ぐらいあるのではないかと思います。ほかの分野でもセーフティネット構築事業に入っていないところ、中

小、小さいところを中心にたくさんあると思うんですが、そういうところも苦しんでおるだろうと思います。

そういうところに対しては、どういう手立てを取るのか、教えてください。

都築畜産振興課長

まず、畜産振興課で行います事業について、配合飼料につきましてはセーフティネット制度である配合飼料価格安定制度の契約数量を支給対象数量の上限としているところであります。

また、このセーフティネット制度のシステム自体を活用して支援金を農業者へ配分とするため、配合飼料価格高騰対策事業につきましては、要件としまして令和6年度の配合飼料価格安定制度に加入していることを条件としております。

ただ、畜産農家につきましては9割を超える方がこの制度に入っておりまして、家族経営で一、二頭飼育していて、年に1産取っているとか、20kgぐらいの飼料袋で買っているような方で一部入っていないという話は聞きますが、それ以外の方は9割を超える方が入っている事業となっております。

岡崎水産振興課長

ただいま扶川委員より、セーフティネット事業に入っていない方に対する支援はどういうふうにという御質問を頂きました。

セーフティネットに入っていない養殖業者も若干はいらっしゃるんですが、飼料の高騰に対する影響を大きく受けるほどの規模ではないというか、元々そういう国の制度があつて、もっと小さい規模の方に活用するようということで関係団体も毎年説明会等をしておるところですが、ずっとこういう状況で、直接その配合飼料よりも、例えば別の生餌とって冷凍のイワシやサバなどを使ったり、実際の経営の方法が少し違うような点もございまして、セーフティネットに入っていないという状況でございます。

原田みどり戦略推進課長

燃料価格の関係でセーフティネットはございまして、そちらの未加入者に対する支援ということでお答えさせていただきます。

燃料価格が高止まりする中、施設園芸栽培は経営費に占める燃料代の割合が高いことから、農業者の経営への影響が非常に深刻であると認識してございます。

このため県では、JAや関係機関と連携しまして、国と農業者が1対1で積み立てた資金から燃料価格が一定基準上回った場合に、農業者に補填金を交付する国のセーフティネット制度について、説明会の開催等を通じまして加入推進を図ってきたところでございます。

この結果、令和6年度のセーフティネット制度では、県内の施設園芸農家の約9割に当たる約450戸に加入いただいております。

セーフティネット制度に加入されていない農業者の方々につきまして産地から聞き取りを行ったところ、先ほど畜産のほうで説明があつたものと似ておるんですが、燃料の使用量が比較的少ないという意味でエントリーされていない方がいらっしゃることや、積立金

支出による一時的な負担の増加を気にされて加入されていない方がいらっしやると聞いてございます。

一方で、セーフティネット制度は積立方式でございまして、補填に使用されなかった積立金につきましては事業終了後に還付されることとなっております、燃料価格の高騰に備える農業者へのメリットが大きいと考えてございます。

このため県では、セーフティネット制度に加入していただける方には継続加入いただくとともに、未加入の方にも制度に加入していただくことで、今後も懸念される燃料価格の高止まりに対して負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

扶川委員

みどり戦略推進課も、それから今、養殖のほうも聞きましたが、要するに小さなところのは余り負担してないのではないかということですが、そんなことないです。収入も少ないんですから、わずかな負担でも経営に占める負担は一緒でしょう。同じものを育てるのだから。だから、セーフティネットに入らないからそういう小さいところは援助してやらないっていうのは、ちょっと冷たいです。

経済産業部で、大きな企業も苦しいから聞き取りをしっかりとやるようにという議論を聞いて、私も聞き取るならしっかりと聞き取るのがいいと意見を言いましたが、正にこういう零細、10%ほど取り残されているような業者も助けてあげなければいけないのではないですか。

それを国が作っている制度に乗らなければ県も支援しないというのは、潰れてちょうだいみたいに言っているように聞こえて仕方がないんです。それはちょっと違うんじゃないかなと。

このセーフティネットの事業は、恐らく窓口が作られて、それからいろんな実務や申請資料を作ったりすることが必要で、そのサポートまでしてあげないとできないような零細の業者もいるのではないかなと思って、そこまでの役割をしてほしいんですが、そういう実情ではないですか。

都築畜産振興課長

先ほど申しました畜産振興課で提案させていただいている事業につきましては、セーフティネット制度がそもそも1 t 当たり800円の負担となっております、10kg単位、20kg単位では、なかなか制度に入れないところがございます。

それと農家の方で、そこまではという方もいらっしやいまして、今回セーフティネット制度を条件とさせていただいているところではあります、細々といいですか、小さいながらも頑張っている畜産農家の方々はいらっしやと思いますので、今後、個別に意見を聞いて対策について考えていきたいと考えております。

岡崎水産振興課長

ただいま、零細なところ、セーフティネットに入っていない方への支援ということで、畜産とも同じような形になるんですが、漁業者から今一度お声を聞き取って、これまでも関係機関と共に漁協や業者に対して、こういった国の制度もあるので、まずはそちらの

メリットだとか、申請に対する手続を周知しておるところなんです、改めてそういった制度に加入するように、現場のお声を聞き取って推進してまいりたいと考えております。

原田みどり戦略推進課長

燃料の関係でお答えさせていただきます。

国の施設園芸セーフティネット構築事業の加入要件につきましては、施設園芸農家3戸以上、又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等とされておりまして、面積要件等は設けられていないということで、経営規模の小さい園芸農家の方々も参加可能となっております。

こういった相談窓口につきましても、県の各農業支援センターにも積極的に情報提供を行っており、支援センターを活用いただきまして、こういった事業を活用していただきたいと考えてございます。

扶川委員

それぞれ実情を聞いて、必要な対応を取っていただければいいので、是非お願いします。

国の政策も特定の、例えば農業だったら農業者に集積するだけではなくて、家族経営も含めて、参加できる担い手、担ってもらえる人みんなに参加してもらおうと。その中で働けなくなった、手放したいというときには、マッチングして集約していこうというのが、今のいろいろな国の政策ですね。そういう小さなところにまで目配りする農政を改めてしっかりやってほしいと思います。

それでは次に、地籍調査について伺います。

地籍調査の補助事業について、国と市町村の負担割合がどのようになっている、今回その補助でその部分をどう補填するかという制度のスキームを、簡単に説明をお願いします。

中原農山漁村振興課長

ただいま、地籍調査の負担割合について御質問を頂いたところでございます。

地籍調査につきましては、市町村が主体となりまして調査を実施していただいております。

負担割合でございますが、国費が50%、県費が25%、残り25%を市町村が負担していただいております。

扶川委員

今回の補正予算で、地籍調査の対象となる地域、面積を教えてください。

中原農山漁村振興課長

ただいま、今回の補正予算の対象となる地域、それから予算額、面積について御質問を頂きました。

今回、1億6,800万円の補正予算をお願いしております。二つ地域がございまして、一つは三好市で約6,200万円で1.8km²、もう一つが美波町で1億600万円で2.9km²を予定しております。

扶川委員

今、地籍調査の県の現状、災害に備えて津波や洪水など、そういうところから優先してやっているということですが、必要な面積に対してどこまで進捗しているか教えてください。

中原農山漁村振興課長

ただいま、重点エリアにおける進捗状況について御質問を頂きました。

県では災害発生リスクの高い津波浸水、中央構造線直下型地震、山地災害、洪水浸水の四つの重点エリアを設定しまして地籍調査を推進してございます。

この重点区域におきましては、進捗率が約67%という状況になってございます。

扶川委員

特に洪水の対策なんかは、どこかの答弁でもありましたよね、震災のこともあって相当進捗はしているようですが、まだ残っている。

今、年間の調査の実績面積がどれだけで、残る面積はどれだけで、この調子でいくとどのくらい掛かるかというのは分かりますか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、全体の進捗状況と残っているところに対するめどということで御質問を頂きました。

現在、飽くまで過去5年程度の平均でございしますが、1年当たり40km²で実施しております。進捗率に直しますと、これも平均でございしますが、年間約1.1%という形になっております。

先ほど申しました重点区域でいうと67%が済んでございまして、引き算すると33%が残っていると。それを1.1で割るので結構な時間になるんですが、この頃技術の発達等によりまして、普通は地籍調査といいますと、関係者全員が寄ってきて立会するんですが、特に山地部とかそういう複雑ではないところにおきましては、立会を極力最小限に抑えるため、リモートセンシングデータといいまして、高精度な空中写真や、尾根や谷を赤と白で明確にする微地形表現図を駆使して、立会とか現地の測量を必要最低限でできる技法も開発されまして、今年度からですが、本県でも取組を始めたところでございます。

そういうのも駆使しまして、できるだけ効率化して、同じ事業費でも多くの面積ができるように、鋭意取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

扶川委員

効率化が進んだら年間にできる面積が増えるという単純なものではないのではないですか。予算の枠は、国で決められているんですか。これは、頑張る体制を作って、手が挙がってきたら予算は増えていく仕組みなんですか。

中原農山漁村振興課長

予算の動向等についての御質問を頂きました。

全国レベルで見ますと、国の予算はほぼ横ばいというのが実情でございます。手を挙げたら手を挙げただけ予算をくれるかは、実際のところ、はいとは言えない状況でございます。これまで県議会の皆様のお力をお借りしながら国への要望活動などを鋭意やってきたところでございます。

今回、補正でもお願いしているんですが、できるだけ当初だけではなくて、補正予算につきましても積極的に要望させていただくと。まずは予算を多く確保すると。その上で更に効率化して、限られた予算でも余計多くの面積を調査できるというふうに取り組んでいけたらと考えておるところでございます。

扶川委員

効率化の一環として、地籍調査に対する住民の方の協力、理解は欠かせないと思うんです。

私も土地の境界争いとか、田んぼの境界争いで相談を受けて立ち会ったことがあります。極めて面倒です。

だから、スムーズにそういうものの解決を図るには、土地を持っている人たちにとって地籍調査がいかにかいものか、今やっておかなければ、後でとんでもないことになるということも含めて、しっかり広報して理解を得ておく必要があるかと思うんです。そのあたりはどのように取り組むのですか。

中原農山漁村振興課長

地籍調査の有効性について、しっかり一般の方にもPRすべきという御質問、御提案を頂いたところでございます。

自分のところの話で恐縮でございますが、町によっては広報誌に、今年はこういうところを調査しますとか、事務的な文言だけではなくて、今やっておくと孫子の代までこういう悔いを残さずに済むよとか、そういうことを大々的に書いていただいている広報誌もあります。

そこらも含めまして、実施主体であります市町村とも連携しまして、しっかりPRしてまいりたいと考えておるところでございます。

扶川委員

是非、そのようにして、お尻をたたいてあげる必要があると思います。

そういうこともできずに所有者が不明になってしまうとか、相続ができていないとか、権利関係がはっきりしていないとかいうのがいっぱいあって、結局立会してもらおうと思ってもできないということが出てくると思います。そういうときは、どんな対処をしているんですか。

中原農山漁村振興課長

所有者不明の土地等についての御質問を頂きました。

所有者不明土地につきましては、全国的にも今、問題になっておりまして、例えば立会

してくださいという通知を出してもなしのつぶての場合、今まででしたらそのまま立会できないとなっていたんですが、確か今年度から、そういう事実を何度か積み重ねたら進めてもいいよという制度も取り組まれておりまして、そういう制度を有効に活用して、できるだけ境界は決めていきたいと考えております。

扶川委員

これで終わりますが、そういう制度も使えるんだということを、市町村も含めて是非周知していただいて、最大限活用できるように、相続がされていない土地は、既に地籍調査が終わったところでも深刻な問題ですから、これが罰則、ペナルティが掛かるようになっているわけで、これからがそういうことをやっていくチャンスだと思うんです。

そのお尻をたたいていく啓発、国の制度がペナルティを掛けるようになったことも含めて周知して、この機会にしっかり連携してやっていただきたいと思います。

それと、もちろん国に対してはしっかり要望していくということは協力して、議会もやらなければいけないと思います。

仁木委員

地籍調査を質問させていただきますが、今の扶川委員の質疑を聞いておりましたら、補足していくべきところがあるんだろうなと。

実質負担額は、市町村においては25%、県においても25%、国においては50%という話なんですが、これはいわゆる特別交付税措置の部分もあります。そこら辺のことも詳しく言っていただけますか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、特別交付税も含めた負担割合ということで御質問を頂きました。

県の25%、それから市町村の25%に対しましては80%が交付税措置されるということで、実質の負担割合は県、市町村とも5%ずつという形になってございます。

仁木委員

ここがポイントでして、私の地元の阿南市でいいましたら、実質的に一番最初に地籍調査を始めたんです。昭和の初めから中盤ぐらいの時代のときに。

でも、し始めたのは一番早いんだけど、県内で一番後れを取っています。なぜかといったら地図の精度が悪かったということで、その進捗状況が悪いというのは阿南市の過去からの現状なわけです。

これを改めていくためにどうしていくかといったら、選択肢は二つしかなくて、それは何かいいましたら、この交付税措置を受けるような、負担を軽減させるために支援を受けていこうとするならば、再調査があるんです。

再調査の場合は、この交付税措置を受けられないわけなんです。実質5%という交付税措置を受けられないわけなんです。

だからこそ、再開に踏み切るっていうことが、しくらんどったのです。ずっとしくらんどった。これは私が市議のときにも市で議論したし、県にレクも受けに行ったりして、い

ろいろ手立てはないかという話もしたり、県以外にも国にも行きました。

その中で見えてきた答えは何かといたら、その県の地籍調査の進捗率が全国平均を上回った場合、また再調査においても交付税措置を受けられるというふうに勉強してきているわけなんです。

だから、一概に1.1%が毎年できているからといって、それが全部そのとおりにいくわけでない。なぜかといったら、全国平均を上回っていかない限り、再調査に踏み切っていく自治体が少ない。少ないというか、そこでアップパーが掛かってしまうわけなんです。

だから、何が大切なのかといたら、市町村が交付税措置を受けられなかったとしても、実質の負担割合が高かったとしてもやるから、それをどう支援していくかっていうことが一つと、それともう一つは、この交付税措置を再調査でもう一回受けられるように、どうしたらもっていけるかということだと思うんです。

これ早くしていかないとどうなるかという、扶川委員が言っていたように、どんどんしていかなかったら、結局立会するのも大変な話なんです。いろんな土地取引の場面においても必要になってくるし、一番は災害が起こったとき、復旧のときに、一番のメリットを被るわけなんです。これを100%に持っていかなければいけないことは誰もが分かっている話で、でも本県においてはそういうところでつまずくことが出てきますよと。それをどう回避していくか、どうやって解決していくかっていう議論をしていかなければいけないと思うんです。そこら辺において、重点地区の中で再調査という分類になってしまうところがどれぐらいあるのかは県で分かっているのか教えていただけますか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、県下における調査済で、もう一回調査が必要な地域の部分等についての御質問を頂きました。

全域はよく把握してないんですが、沿岸部の鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、美波町、牟岐町、海陽町について、問い合わせしてみました。

事業主体として再調査が必要というお答えが返ってきたのは実はありませんでした。現時点では個別に、部分的に修正しているところはありますが、全体をやり直さないといけないっていうお答えはなかった状況でございます。

仁木委員

部分的にやり直さないといけないというのは、再開するのに踏み切れない理由の中に、もう一回それを再調査として受けにくいという状況ってあるでしょう。調べていただいた中になかったですか。

中原農山漁村振興課長

聞き取りの結果でございますが、部分的にと申しますのが、年間一、二件、ここの境が少し違っているとか、そういうお話があったみたいで、エリア的にこの区域全体が駄目ですよとかというお話はなかったと聞いております。補足させていただければと思います。

仁木委員

再調査としての分類の話をしているんです。調べていただいたのが、どういう話で調べていただいたのか分かりませんが、再調査とした場合は交付税措置を受けられないですと今話をしました。そういうところが全くないですか。実際ここまで調べていただいていますか。

これってずっと議論していることです。急に見解が変わるということはおかしい話で、聞き取りしてくれたのが合っているのか、間違っているのかの話。

だから再調査するときには、交付税措置を受けられないと、実質5%の措置を受けられないと。それを受けるためには、県が全国平均まで追い付いていかなかったら、もう一度再調査の部分について、交付税措置を受けられないんですよ。そういう地域が県内に全くないということではないんですか。

みんなが再調査で手を挙げたら、みんな全部5%でいいっていう計算ですか。大切なことですよ。

中原農山漁村振興課長

再調査についての御質問でございます。

今、委員がお話のように、再調査で交付税措置を受けるにはというお話があったんですが、もう一回、内部や国に確認してみますと、再調査というのは一度国費を入れて地籍調査をしていると。そこをもう一度調査することは、国に確認しますと、まずは時代が変わりまして、調査した区域の都市化が進む、あるいは人口集中してくるということで、元々の縮尺では具合が悪いから詳細な縮尺でやり直す。あるいは、精度が落ちるからもっと詳細な精度でやらないといけないという必要性が出てきたときに、再調査を認めると。その条件が、一つは委員のお話にありました県の進捗率が全国を上回っていること、若しくは割当額が昨年と比べて余計に割当てがあると。当初割当てでございますが、その増えた分は、もし再調査するのであれば割当てが増えた分が使えますという、二つがございます。

そもそも、まず再調査についてですが、一旦国費を入れている。先ほど申しました時代の流れなどで精度、縮尺を変えることにつきましては国費が使えるんですが、そもそも、そういうのでない場合は、再調査は特別交付税以前に国費が使えないという形になってございます。

ただ、委員が言われたように進捗を上回る、あるいは予算が去年より増えているという分で、国からここは再調査オッケーと認められたら国費の対象になるし、当然、特別交付税措置の対象にもなるという状況でございます。

それと、県内での有無でございますが、聞き方がまずかったのかも知れないのですけれども、先ほど申しました市町の担当の方に対しまして、再調査が必要な案件はありますかという聞き方をしましたので、一般的な聞き方になっていたかもしれません。

仁木委員

僕が聞いてくださいって事前に言っていた聞き方が悪かったのかもしれないということにしておきますが、聞いてほしかったのは何かといたら、国費を利用できない重点地区はどれぐらいあるんですかってこと。これを聞きたい。これは大切で、ただ単に再調査の

ところがどれだけあるのですかって聞き方でなくて、僕が言っているのは、その国費を受けられないからこそ、そこでつまずくことがありますよと。どれぐらい重点地区でつまずくと想定できる面積があるんですかという話です。

だから、そのつまずく部分を、ではどうしていきますかという議論をしようっていう話で、私は聞いていたわけです。

地籍調査の事業って良い話なんです。良い話なんだけど、つまずくところが出てくる。だから進めていって該当していくところというのは、那賀町の委員がいるのに申し訳ないんですが、例えば山中、山林の地籍調査をどんどんしたって、崩れてどうにかしなければいけないようなところが出てくるとあれなんです、山の中のところをやるのと、沿岸部の重点地区を進めていくのでは、どちらが人間がいる分に対してするかっていったら、沿岸のほうを見てもらわないといけない話になってくるよね。

だから、その重点地区の中で、どれぐらいのところ国費を投入できないのか。国費を投入できないエリアが分かってくたら、そこをどうしていくのかっていう対策を考えていかなければいけないでしょう。

そうになったら何になってくるかっていったら、解決策としては国費を投入しないで単独予算でいくか、県も頑張っとうにかやっていくか、それは山林も含めていかないといけないかもしれないが、全国平均を上回るようにもっていくかをしていかないといけないわけではないですか。

ただ単に予算を取ってきて、これやりましょうだけで終わってしまったら、地籍調査の分っていうのは絶対どこかでつまずくところが出てくるから、だからそれとセットで毎回こういう議論をしたほうがいいですよっていう話。

だから、毎回毎回そういうところがどれぐらいのエリアがあるのかを把握しながら、こういう予算を含めて議論ができればいいと思いますので、その点よろしく。把握はしてください。どこかで答弁を求めたりしないけど、把握しておいてください。国費が入れられない重点地区のエリアがどれぐらいか。それはまた教えてほしいから、それは調査してください。その点よろしくお願いします。

あと箇所付けにいきますが、箇所付けで一の堰^{せき}はどんどん進んでいっていると思いますが、一の堰の改修工事は何度も、予算が出てくる度に毎回聞いておきますけれども、ボトルネックということで桑野川においては新基準になったり、それに今後の排水とか雨水とかの想定に耐え得るぐらいの川幅ということで、もういいんだねという話。また改めて雨水排水を流していくようなことが起こったとしても、それは大丈夫なんですねっていうことは毎回聞きます。

というのは、生産関係であるとかいろんな部分で水を出していく状況の下で、排水していかないといけないけれども、過去においては一の堰の部分で桑野川でボトルネックになっているから排水量、流量を増やしていくことができないという議論も行われていたわけなんです。

当初予算でも出てきていましたが、今回の一の堰の部分は川幅を広げなくてもいいと、その中で改修していくという方針でございました。だから8億円も当初予算を掛けているんです。8億円掛けているんだったら、それに対応するような川幅にするとか、いろんなことを考えた上で設計も変えていく必要があったんじゃないかと思うけど、でも大丈夫だと

いう話だったからそのままいっているけれども、箇所付けで入っているこの中で毎回確認させてほしいけど、本当にいけるんだなということを教えてください。

坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員から、一の堰の改修工事についての御質問を頂いております。

川幅につきましては、以前も御答弁させていただいたところですが、国土交通省と協議させていただきまして、現在の形状で協議が済んでおりまして、それでいけるという、今のところは許可を頂いているという形で進めておるところでございます。

仁木委員

これは毎回聞きますから。というのは、桑野川の流域は、河川では流域治水を考えなければいけないのだろうけど、これ以外に生産を安定化させていくためには、遊水地帯というよりも元々の地形で低いところがありますから、その上をほ場整備しているわけなんです。

優良な生産を作っていくために、その水がたまっているという状況なのであれば、その部分を川に流していく方策も、生産を安定させるためには必要なことから、そういったことも想定した上でいえば、本当に大丈夫なのかということを毎回私は確認していきたいと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

最後ですが、ほ場整備事業は箇所付けでいろいろありますが、今年の補正での要求は、箇所付けはある程度要求した額に見合うような感じで、県も全部できたのかどうか、この考えをお聞かせください。

坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員より、ほ場整備に関します補正予算について御質問を頂いております。

今回計上させていただいております補正予算でございますが、国へ要望した額の、必ず100%というのではございませんが、要望額について十分に見合うだけの予算を計上させていただいたと認識してございます。

達田委員

今回、参考資料で説明していただいております事業が重点交付金による事業なんですが、農林で五つありますよね。これは今回が初めてではなくて、続いてやっているものですよ。

ですから、今までどういう成果が出てきているのか教えていただきたいのと、全部一緒に言っておきますが、成果がどうだったのかということと、それから、それぞれの生産者数、そして生産している農業分野、畜産分野、水産分野がありますが、その生産量がどういう推移になっているのかと、今後どういうふうにこれらの振興をもっていきたいのか、基本的小お考えをお尋ねしておきたいと思います。

都築畜産振興課長

今回お願いしております補助事業について、幾つか御質問を頂いております。

畜産振興課につきましては、令和 5 年度でいいますと、配合飼料価格で 9 月補正を認めていただき、11月に期間を延長して事業を行っております。

また、牧草や稲わらなどの粗飼料につきましても、令和 5 年度の 6 月補正で12月までの予算をお認めいただき、11月補正におきまして 3 月までの期間延長を行って、配合飼料、粗飼料の事業を行っていたところです。

畜産農家の御意見を聞きますと、配合飼料価格、粗飼料価格高騰で廃業することとも考えておりましたが、事業継続がこれで可能になったでありますとか、事業継続はするつもりですが規模を縮小しようかと考えていたという方も、同規模で経営継続をもう少し頑張ろうかという前向きなお声を頂いたところです。

あわせて、依然として配合飼料価格の高騰は継続しているため、農家からは是非、支援を継続というお声も同時に頂いているところでございます。

また、畜産農家に関する生産者数をざっくりと言わせていただきますと、生産者数は、いずれの畜種とも多少の減少傾向となっております。

それから生産量といえますか、まず飼っている飼育頭羽数でいいますと、豚は増加傾向、肉用牛は横ばいの中、乳用牛やブロイラーなどでは減少傾向が見受けられます。

原因としまして、特に酪農や採卵鶏、卵を取る農家では 1 年365日、毎日欠かすことのできない搾乳作業、それから採卵作業がございます。また、ブロイラーでは、日々細やかな温度や湿度の管理など、労働負担が大きいことから、経営継続に苦慮している状況が見受けられます。

なお、1 戸当たりの飼育頭羽数につきましては、各畜種とも増加傾向が見受けられておりまして、大規模集約化が進んでいると考えております。

また、一つ畜産業で課題となりますのは、後継者の見通しについていろいろ問題となりますが、後継者につきましては、比較的規模の大きい経営体では確保されている場合が多いと聞いております。ただ、小規模農家では後継者確保が困難な状況となっておりますが、万が一廃業しても後継者がいる大規模な経営体が事業継承するなどの取組が行われており、このことが先ほど説明しました、農家戸数は減少しているが 1 戸当たりの飼育頭羽数の増加につながっていると分析しております。

岡崎水産振興課長

ただいま達田委員から、昨年度、これまでに価格高騰対策について取り組んできた実績なりについて御質問を頂きました。

水産振興課におきましては、令和 5 年度11月補正予算におきまして、国のセーフティネット制度に加入する魚類養殖業者を対象といたしまして、配合飼料の価格高騰に係る県独自の支援を実施してきました。

実績といたしましては、すだちぶりなどを養殖する 9 養殖事業者に対しまして3,900万円余り、支援金を交付いたしました。

魚類養殖業のコストにおけます餌代につきましては、先ほど申し上げましたが約 7 割ということで、配合飼料価格の高騰につきましては、漁業経営に大きな影響を及ぼすことから、本事業は魚類養殖業者の経営の安定化、事業継続に効果があったと認識しております。

また、漁業界からも、近年の配合飼料価格の高騰に苦労しており、支援の継続を望むお

声を頂いているところでございます。

それから、生産者数ということで、県全体の漁業者数は養殖、漁船漁業を含めた海面の漁業者数でいえば、令和5年度の漁業センサスによりますと1,300人余りで減少傾向にございます。

それで、養殖業者の事業者数といたしましては、大きくは13養殖業者がいらっしゃいます。それぞれ法人でやられているところもございまして、その数自体は、それほど近年は変わっていない状況でございます。

それから、養殖業の生産の推移という部分ですが、およそ徳島県内の漁船漁業、養殖漁業の生産額が約100億円あるところで、養殖業だけで約50億円あり、そのうち海面の養殖漁業につきましては、およそ30億円から50億円で推移しておる状況です。

今後、地球温暖化による高水温などの影響で、漁船漁業におきます天然資源の水揚げが不安定なところ、養殖漁業は安定生産できると。飼料や資材の高騰という部分もございまして、今後継続して振興していく重要な産業有力分野と認識しております。

原田みどり戦略推進課長

施設園芸燃料価格高騰支援事業の実績と効果について、まず御説明させていただきます。

令和5年11月補正予算の事業では、施設園芸農業者に対しまして、令和5年12月から令和6年3月までに購入した燃料価格の価格高騰分の一部を支援してございまして、実績としましては、予算額5,500万円に対しまして執行額3,149万6,409円となっております。

効果としましては、大半の施設園芸農業者の方々に、この制度に加入いただいておりますという状況から、燃料価格の高騰による負担の軽減が図られたものと考えてございます。

あと、野菜、果樹、花きの生産者、また生産量の推移と今後の見通しにつきまして、まず野菜、果樹、花きの経営体数についてですが、農林水産省で5年ごとに調査をして公表している農林業センサスによりますと、令和2年では、野菜5,038経営体、果樹2,978経営体、花き595経営体でございまして、平成27年と比較しますとそれぞれ77%、75%、72%となっております。

生産量につきましては、野菜や果樹の生産出荷統計等によりますと、令和2年は、野菜17.3t、果樹18.1t、花き1,800万本鉢でございまして、平成27年と比較しますとそれぞれ92%、74%、55%となっております。

また、今後の見通しという観点では、比較可能な平成17年から令和2年までの経営体数の推移を見てみますと、減少トレンドには大きな変化は見られないところでございまして、対策を講じなければ、今後も一定程度減少することが見込まれるところでございます。

生産資材価格の高騰によりまして、農業経営への影響が懸念される中で、将来にわたり産地の維持発展を図るためには、収益性を高めるための根本的な対策が必要であり、生産資材価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に向けて、低コスト化や高付加価値化の取組に対する支援について検討してまいりたいと考えてございます。

平畠林業振興課長

しいたけ燃油高騰対策支援事業のこれまでの実績と効果について御質問を頂きました。

燃油価格が高騰する中、国のセーフティネット制度がない、しいたけ生産者の事業者等

の経営安定と事業継続を図るため、令和 5 年 6 月補正及び11月補正におきまして、使用する燃油の価格高騰分に対する支援を実施いたしました。

その結果、予算額3,200万円に対しまして執行額2,980万7,215円となりまして、9割以上の実績となっているところでございます。

生産者の動向につきましては、生産者の高齢化に伴いまして、生産量は減少傾向が続いている中でございますけれども、主に徳島県は菌床シイタケ、生シイタケの生産額が日本一となっておりまして、菌床シイタケの生産者数につきましては、令和 4 年度122者から、令和 5 年度は新規参入がありまして123者と 1 者増えたところでございます。

今後につきましては、平成16年度から令和 5 年度まで20年連続で全国 1 位になっておりますので、これを継続していきたいと考えております。

達田委員

今は食料の自給といいますか、安定して食料が求められるのかが問われていると思います。

地球温暖化であるとか、作っていても天候による害というのが、お米なり、果樹なり、出てくるわけなんです。それに対応して、どういうふうに安定的に生産していくのかというのが今、大きな課題だと思いますし、また魚についても、この間に漁業の方とお話をお聞きしましたら、天然の魚が、昔捕れている魚と違ってきたということもお聞きいたしました。立派な伊勢海老が捕れていたのに、それが東北のほうで捕れているとか、気温が変わってきているんだなっていうことをお話の中から感じたんです。

それと、花き栽培は食料ではないんですが、生活を豊かにするという意味でなくてはならない産業だと思うんです。いろいろと大変なこともあるんだけれども頑張って生産されている、この方々がずっと続けて生産ができて、そして後継者ができていくようにしていかないと、安心して消費者が食べるもの、それから生活を豊かにしてくれるものが身の回りになくなってしまうわけですから、この事業は本当に大事な事業だと思うんです。これにプラスして、後継者問題、それからどうやって安定的な生産が続けていけるのかというのを、また十分に検討していただいて、発展するようにしていただけたらと切に願っておりますので、また要望させていただきたいと思います。今後ともよろしく願いして終わります

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって経済委員会を閉会いたします。（14時56分）